

## 令和8年度地域保健課会計年度任用職員募集要項

### 1 職名

母子保健事業等事務補助員

### 2 募集期間

令和7年12月20日（土）から令和7年12月26日（金）まで

### 3 募集方法

ホームページへ募集記事を掲載します。

### 4 募集人数

若干名

### 5 選考方法

書類審査・面接

第一次選考 書類審査

第二次選考 面接（第一次選考合格者のみ）

### 6 応募資格

資格・国籍・年齢の要件は設けていません。

（国籍は問いませんが、日本語で業務ができるかた。）

なお、下記（1）～（4）のいずれかに該当するかたは受験できません。

（1）拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者

（2）目黒区において懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者

（3）日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

（4）現に他に職業を有しているため、職員となることにより、その合計労働時間が労働基準法（昭和22年法律第49号）に定める労働時間（1日8時間又は週40時間）を上回ることとなる者

また、目黒区の会計年度任用職員の職を同時に2つ以上兼ねることはできません。

### 7 職務内容

- ・乳幼児健診等における準備・受付・誘導等の補助
- ・母子保健事業に関する転記・パソコン入力業務
- ・母子保健事業、歯科保健事業に関する業務補助

なお、災害発生時や感染症対応等の緊急を要する業務が発生した場合は、勤務時間の範囲内で災害対応業務等の上記以外の業務に従事することができます。また、同一勤務場所（課）において、係間での応援業務等が発生した場合は、当該業務に従事することができます。

### 8 職務系又は職種

事務系

## 9 雇用期間

令和8年4月1日から令和9年3月31日まで。

なお、再度の任用制度により、次年度に同一の職務内容の職が設置された場合に、能力実証に基づき任用されることがあります。ただし、業務の見直しによる職の廃止やその他の合理的な理由により、再度の任用を行わない場合もあります。

## 10 勤務日及び休日

勤務日

区が指定した日（月20日以内）

休日

土曜日、日曜日、年末年始（12月29日から1月3日まで）及び祝日。

## 11 勤務時間

1日の勤務時間 6時間（実働）

午前8時30分から午後3時30分まで

（正午から午後1時まで、または午前11時00分から正午までの休憩1時間を含む。当日の実施事業により異なる）。

## 12 勤務場所

目黒区総合庁舎本館3階

地域保健課地域保健サービス係

※敷地内禁煙（目黒区総合庁舎は屋外喫煙所1か所あり）

## 13 報酬額等

時給約1,496円（地域手当相当額を含む。）

採用されるまでに給与改定等が行われた場合は、その定めるところによります。

その他に条例の定めるところにより通勤手当相当額、時間外勤務手当相当額、期末・勤勉手当等を支給します（期末・勤勉手当は、任期や勤務日数等によっては支給対象外となる場合があります。）。

報酬の支給日は、毎月15日です。ただし、15日が土曜日の場合は前日に、日曜日の場合は直前の金曜日に、また祝日の場合は直前の平日とします。

## 14 服務

地方公務員法上的一般職の非常勤職員となるため、服務に関する規定（信用失墜行為の禁止、秘密を守る義務等）が適用され、かつ懲戒処分等の対象となります。

## 15 休暇等

年次有給休暇は1日です。勤務日単位または時間単位で取得できます。

## 16 災害補償

公務上又は通勤による災害に遭遇した場合は、労働者災害補償保険法又は特別区非常勤職員の公務災害補償等に関する条例により補償されます。

## 17 社会保険及び雇用保険の適用

健康保険、厚生年金、雇用保険は適用されません。

18 健康管理

定期総合健康診断等は対象外です。

19 被服貸与

職務遂行上、被服が必要な職及び所属に配属された場合は、被服を貸与します。

20 応募方法

(1) 提出書類

履歴書（6月以内の撮影写真添付）

※ご提出いただいた書類は返却いたしません。

(2) 提出期限

令和7年12月26日（金曜日）（必着）

(3) 提出方法

封筒に「母子保健事業等事務補助員」と明記し、履歴書を地域保健課地域保健サービス係へ郵送又は持参してください。

22 郵送先・問い合わせ先

郵便番号 153-8573

目黒区上目黒二丁目19番15号

目黒区健康推進部地域保健課地域保健サービス係

電話番号 03-5722-9503（直通）

受付時間 月曜日から金曜日 午前8時30分から午後5時00分まで

以 上